

【 記 帳 ・ 帳 簿 等 の 保 存 制 度 対 象 者 拡 大 】

平成 26 年 1 月 から 白色 申告 の 方 に 対 す る 現
行 の 記 帳 ・ 帳 簿 等 の 保 存 制 度 の 対 象 者 が 拡 大
さ れ ま す 。

現 行 で は 、 白 色 申 告 の 方 の う ち 前 々 年 分 ま
た は 前 年 分 の 事 業 所 得 等 の 金 額 の 合 計 額 が 300
万 円 を 超 え る 方 が 対 象 で す が 、 対 象 者 拡 大 に
よ り 事 業 所 得 ・ 不 動 産 所 得 ま た は 山 林 所 得 を
生 ず べ き 業 務 を 行 う 全 て の 方 が 対 象 と な り ま
す 。

記 帳 す る 内 容 は 、 売 上 等 収 入 、 仕 入 及 び 経
費 の 取 引 年 月 日 、 売 上 ・ 仕 入 先 相 手 の 名 称 、
金 額 、 日 々 の 売 上 ・ 仕 入 ・ 経 費 の 金 額 等 で あ
り 、 白 色 申 告 の 帳 簿 書 類 の 保 存 期 間 は

- ・ 法 定 帳 簿 7 年
- ・ 任 意 帳 簿 5 年
- ・ 書 類 5 年

と な り ま す 。 今 は 記 帳 が 必 要 で な い 皆 様 も 対
象 者 に な り 得 ま す の で 、 ご 注 意 く だ さ い 。

次 回 は 青 色 申 告 に つ い て 予 定 し て い ま す 。